

能勢町環境対策検討委員会 設置要綱

（目的）

第1条 「ダイオキシンを少なくし、能勢の美しい自然を守るための条例」（平成10年条例第253号）第6条第2項に基づき、能勢町廃棄物（ごみ）減量計画（以下「計画」という。）等を策定及び推進するため、能勢町環境対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項につき協議検討し、町の環境施策に対し意見を反映させていくものとする。

- （1） 計画の策定に関する事項
- （2） 計画の推進に向けた施策内容に関する事項
- （3） 計画の見直し及び進捗管理に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は6名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 住民を代表する者
- （3） 事業者を代表する者
- （4） 公募による者

（任期）

第5条 委員会の委員の任期は委嘱から1年が経過した最初の年度末とする。ただし、再任は妨げないものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集しその議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員の追加)

第8条 委員長は、特に必要と認めるときは、第3条及び第4条の規定に関わらず、町長の同意を得て、委員会に委員を加える事ができる。

(傍聴)

第9条 委員会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認める時は、傍聴人の退場を命ずる事ができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、まちづくり推進部みどり環境課が行う。

(委員報償)

第11条 委員の報酬は町条例「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」第2条の規定に基づき、出務1日につき7,000円とする。ただし、学識経験者の報酬はこれによらず、出務1日につき20,000円とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。